

平成 2 3 年度

大分市予算編成方針

財務部財政課

平成 23 年度予算編成方針

(国の経済情勢)

我が国経済の動向については、内閣府が発表した 9 月の月例経済報告によれば、「景気は、引き続き持ち直してきており、自律的回復に向けた動きもみられるが、このところ環境の厳しさは増している。また、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。」としています。また、先行きについては、「当面、雇用情勢に厳しさが残るものの、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、企業収益の改善が続くなかで、景気が自律的な回復へ向かうことが期待される。一方、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気が下押しされるリスクが強まっている。また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。」としております。

こうしたなか、国の財政状況はかつてない危機的な状況となっており、平成 22 年度末には国債等の長期債務残高が 663 兆円に達する見込みであり、国債費等の義務的経費が政策的経費を圧迫するなど財政構造の硬直化が一層進んでおり、極めて厳しいものとなっています。地方においても、少子・高齢化の進展する中、社会保障関係費が増加するとともに、これまで景気対策や恒久的減税の財源に地方債の活用を図り、地方交付税の振り替わりとして臨時財政対策債を発行したことなどにより、平成 22 年度末の債務残高が 200 兆円にも上り、その償還が将来世代の大きな負担となることが懸念されています。

(本市財政の状況)

このように国・地方を通じた厳しい財政状況にあって、本市の財政状況は、平成 21 年度決算で見ると、基礎的財政収支いわゆるプライマリーバランスについては黒字を確保し、市債残高も減少傾向にあるものの、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 93.8%と、依然として 90%を超える高水準にあります。

今後においても、本市歳入の根幹をなす市税の増収が期待できない一方で、扶助費を始めとした社会保障関係費が年々増加し、人件費や公債費も依然として高い水準で推移するなど極めて厳しい財政状況となっております。

(平成 23 年度予算編成への取り組み)

平成 23 年度の予算編成については、引き続き「分権型予算制度」を進めることとしていますが、計画段階において 39 億円の収支不足が見込まれており、基金や繰越金を活用しても部局配分額を削減せざるを得ない厳しい状況となっております。各部局におきましては、自ら創意工夫を図り、事務事業の見直しや、事業間の優先順位の厳しい選択を行い、特に重要と考えられる事業には必要な財源を確保する一方で、その他の事業については思い切った合理化・効率化を行うなど、これまでも増して徹底したコスト意識のもとメリハリのある

予算編成を行なっていくことが求められています。

平成23年度の予算編成にあたり、職員全員が、本市の厳しい財政状況について共通の認識に立ったうえで、次の要領により予算原案を作成されるよう示達します。

一 予算原案作成にあたっての基本的事項

- 1 当初予算は骨格予算とする方針であるが、予算の見積りは年間予算ベースで行うものとし、予算編成時点で予測される全ての歳入、歳出を計上すること。

なお、「骨格」「肉付け」の計上区分については、「義務的経費」及び「部局裁量経費」のうち経常的経費については「骨格」、実施計画上の重点事業等の経費である「重点政策経費」については「肉付け」としての計上区分を基本とするが、最終的には財政課と協議の上、調整する。

- 2 予算編成にあたっては「分権型予算制度」に基づいて、一般会計の経費を「重点政策経費」「部局裁量経費」「義務的経費」に区分したうえ、「部局裁量経費」「義務的経費」について、各部局が主体的に予算原案を作成する。

①重点政策経費

重点政策経費は、実施計画上の重点事業及び新規事業とし、別枠で留保する一般財源を基本にして、一件審査により決定する。

②部局裁量経費

部局裁量経費は、重点政策経費及び義務的経費以外の経費とし、事業進捗による増減等を配慮して配分する一般財源の範囲内で、各部局が予算原案を作成する。

③義務的経費

義務的経費は、人件費、扶助費、公債費、債務負担行為設定事業及び長期継続契約事業とし、所要見込額を事前調整のうえ配分するので、各部局は経費の節減を図り、その範囲内で予算原案を作成する。

なお、部局裁量経費及び義務的経費の財源配分額は、現行の税財政制度を前提とした見込みによるものであり、今後において地方交付税制度の見直し等により一般財源の見通しに変動が生じた場合には、財政課において減額を含めた調整をし、再配分を行うことがあるので特に留意すること。

- 3 事業の選択にあたっては、社会経済情勢や市民ニーズを的確に把握したうえで、実施計画や事務事業評価、政策・施策評価の結果を基本として、事業の重要度、優先度、事業効果等を総合的に判断し選択すること。

また、金額の積算にあたっては、前年度決算において多額の不用額が発生している事業については、精査の上実績に見合う予算額とするなど予算・決算において大幅な乖離が生じないように必要最小限に見積もること。

なお、おでかけ市長室、市民政策提言制度、市議会などからの意見、提言等については、具現化できるものについて、できる限り予算に反映させること。

- 4 他の部局に関連する事務事業については、事前に十分な連絡調整を図り、重複を避け統一性を欠くことのないよう特に留意すること。
- 5 補助事業については、事業効果の有無について慎重に検討したうえで、本市の主体的な判断に基づき取捨選択すること。

また、単独事業については、安易に継続することなく、継続、新規を問わず厳しく精査したうえで、真に必要な事業についてのみ計上すること。

- 6 負担金、補助及び交付金として支出する事務事業については、対象団体の自主的運営や経費の効率的運用について監査・指導を強化するなどにより、徹底した整理合理化を行うとともに、その公益性、効果について十分な検証を行い、既に目的を達したもののや効果の薄くなったものについては、従来からの経緯にとらわれることなく廃止・縮小すること。
- 7 既存建物の維持管理については、安全性や利用者の快適性を確保しながら効果的な修繕等による長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを縮減することが重要であることから、中期の営繕計画に沿った最も費用対効果の高い補修・修繕を行なうこと。
- 8 財政の健全性を堅持するため、財源確保には最善を尽くし、特に、受益者負担を原則とするものについては、定期的に見直しを行うなど、その適正化に努めること。
- 9 地域経済の活性化に配慮し、民間需要や雇用の拡大、創出につながる施策の積極的な展開に努めること。
- 10 この「平成23年度予算編成方針」は各部局共通の基本方針であり、各部局においては、それぞれ予算編成方針を作成すること。なお作成する際、今年度行政評価において指摘された事項等を予算編成においてどのように反映したのかを付記すること。

二 歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、経済見通し、過去の実績、制度の改正、国・県の動向等に十分留意し、使用料等の計画的な見直し、収納率の向上などはもとより、新規財源の確保に積極的に努めること。特に、市税をはじめとする各種使用料等の収入未済額については、「未収金徴収対策会議」を通じて部局相互の連携と協力を図り、その解消に取り組むこと。

1 市 税

市税は、歳入の根幹をなすものであり、その動向は財政運営を大きく左右するので、国の税制改正並びに今後の経済情勢等に十分留意する中で、課税客体を的確に捕捉し適正に見積るとともに、納税意識の啓発及び徴収事務の効率化を図り、過年度分を含め収納率の向上に格段の努力を払うこと。

2 使用料及び手数料

使用料及び手数料は、特定の行政サービスの提供に要する経費の対価であり、受益者負担の観点から対象事務に要する経費の増嵩並びに他都市の状況等を十分勘案し、「使用料等の改定基準」に基づく計画的な見直しに努めること。

3 国・県補助金

国・県の補助金については、補助事業の特定財源としてその財源確保に努めるとともに、補助対象事業、補助基本額、補助率等を再確認したうえで、事業効果等を主体的に判断し、効率的な受け入れに努めること。

国においては、現在、来年度予算から「一括交付金の創設」を検討しているが、予算要求にあたっては、現行の補助制度により行うことし、一括交付金の制度概要が明らかになった段階で調整を行うこととする。

また、県が造成した基金については、その内容を把握し積極的な財源確保に努めること。

4 市 債

市債については、地方債計画等を勘案し、充当率、後年度の財政負担等について財政課と十分協議のうえ計上すること。

また、財政健全化の観点から、地方交付税措置等財政支援が講じられる市債の活用を図ること。

5 分担金・負担金

受益者負担の原則に則り、法令又は条例等の根拠法令に照らし、負担割合の適正化を図るよう努めるとともに、歳出予算計上額に見合う額を計上すること。

6 財産収入

不用、遊休の財産については、将来の利活用等について十分検討し、貸付等の利用促進を図るとともに、処分可能なものについては、適正な価格を見積り歳入の確保を図ること。

また、保留地処分金等、事業の推進のための財源として充当される財産売却収入についても、積極的にその確保に努めること。

7 その他の収入

歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる収入の可能性を検討し、積極的な財源確保に努めること。

三 歳出に関する事項

歳出の見積りにあたっては、必要最小限の経費で最大の行政効果が発揮できるよう創意工夫に努めるとともに、行政評価による事務事業の見直し等を積極的に進めることにより経費の縮減を図り、一層の効率化に取り組むこと。

1 人 件 費

人件費については、現行制度に基づき算定した額とすること。

なお、時間外勤務手当は、平成22年度当初予算額の範囲内とし、追加補正は認めないので留意すること。

特に、各種イベント等については、運営手法の見直しを行い、職員人件費の軽減に努めること。

2 維持補修費

維持補修費については、施設利用者の安全確保や施設数の増大に十分配慮し、適正な管理に支障が生じることのないよう予算原案を作成すること。

なお、建物施設の中期的な営繕計画を作成し、効率的・効果的な維持管理に努めること。

3 委 託 料

委託料については、前年度契約実績の範囲内を基本として予算原案を作成すること。

なお、施設や設備の維持管理等に係る委託料については、業務内容や範囲等の見直し、発注方法の工夫を図り、経費の縮減を図ること。

また、調査、測量、設計等の委託料については、民間の事前見積りに頼ることなく、総額及び諸経費等を詳細に精査し、適正な金額の設定に努めること。

4 扶 助 費

扶助費については、需要の伸びを精査し年間を通じた所要額を見込んだうえで、予算原案を作成すること。

特に、市単独事業については事業効果を検証し、廃止も含め支給基準など制度の見直しを行うこと。

5 投資的経費

投資的経費については、「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を十分勘案し、合併建設計画との整合性を図りつつ、実施計画で採択された事業を基本に計画で認められた額を上限に要求すること。

また、政策・施策評価の結果を基本として、優先度の高い重点分野への集中投資を行うため、事業の見直しに努めるとともに、事業費の見積りにあたっては、施設の内容や規模等について十分な検討を行い、過剰投資とならないようグレードの見直し等により、建設コストの縮減に努めること。

なお、補助事業については、基本額、補助率等の動向に留意し、関係機関とも事前に十分協議のうえ要求すること。

6 負担金、補助及び交付金

負担金、補助及び交付金については、公益性、公平性の観点から対象団体の事業内容、経費区分が適正であるか、負担割合が妥当であるかなどを全ての事業において点検・評

価し、見直しを図ること。特に、決算調書等において前年度からの繰越金がある場合や執行率の低いものについては、その内容、理由等を精査したうえで減額対象とすること。

また、要綱等に基づき支出される補助金、交付金にあつては、その要綱等を見直し総枠を抑制すること。

なお、新規の補助金等の計上については、補助金等審査会の審議を経ることとし、真にやむを得ない場合等についてはスクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底すること。

四 特別会計

特別会計については、一般会計の予算編成方針に準ずることとするが、各会計内での収支の均衡を図ることを第一義に、独立採算制を原則とし、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、事務事業の効率化を図り、受益者負担の適正化による料金体系の見直しや収納率の向上など積極的に経営の健全化に努めること。